



宮 崎 県 公 報

平成23年 8 月 4 日 (木曜日) 第 2308 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

- 専門委員等の報酬の額及び相当するとみなされる職務の級を定める規則の一部を改正する規則…… (人事課) 1
- 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…… (") 2
- 宮崎県公害紛争処理条例施行規則の一部を改正する規則…… (環境管理課) 2

告 示

- 保安林の指定解除の予定の通知 (2件) …… (自然環境課) 2
- ふ化業者の登録…… (畜産課) 3
- 道路の区域の変更 (3件) …… (道路保全課) 3
- 道路の供用の開始 (3件) …… (") 3
- 廃川敷地等の公示…… (河川課) 4

公 告

- 地図及び簿冊の認証 (12件) …… (農村計画課) 4
- 県営土地改良事業計画の策定…… (農村整備課) 6

規 則

専門委員等の報酬の額及び相当するとみなされる職務の級を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 8 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第32号

専門委員等の報酬の額及び相当するとみなされる職務の級を定める規則の一部を改正する規則

専門委員等の報酬の額及び相当するとみなされる職務の級を定める規則 (昭和31年宮崎県規則第44号) の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後	
専門委員等の報酬の額及び相当するとみなされる職務の級を定める規則			専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則	
専門委員等の報酬の額及び相当するとみなされる職務の級を次のとおり定める。			専門委員等の報酬の額は、次のとおりとし、費用弁償の額は、一般職の職員の例により計算した旅費に相当する額とする。	
報酬の額及び職務の級			報酬の額	
職 名	報酬の額	職務の級	職 名	報酬の額
精神保健指定医	[略]	9 級	精神保健指定医	[略]
労働委員会のあっせん員		9 級	労働委員会のあっせん員	
選挙長 (職務代理者を含む。)		9 級	選挙長 (職務代理者を含む。)	
選挙分会長 (職務代理者を含む。)		9 級	選挙分会長 (職務代理者を含む。)	
審査分会長 (職務代理者を含む。)	1 日につき 10,700円	9 級	審査分会長 (職務代理者を含む。)	1 日につき 10,600円
選挙立会人	[略]	3 級	選挙立会人	[略]
審査分会立会人	1 日につき 8,900円	3 級	審査分会立会人	1 日につき 8,800円
女性相談員	[略]	1 級	女性相談員	[略]
母子自立支援員		1 級	母子自立支援員	
法令の規定により出頭し、又は参加した者		1 級	法令の規定により出頭し、又は参加した者	
専門委員、顧問、参与		一般職員のうち、行政職給料表の適用を	専門委員、顧問、参与	

		受ける職員の職務の級（以下「職務の級」という。）のいずれかの級相当の職務にあるものとみなして、一般職の職員の職務の級との権衡を考慮して別に定める級		
講師	公立学校（大学を除く。）の非常勤講師	職務の級のいずれかの級相当の職務にあるものとみなして、一般職の職員の職務の級との権衡を考慮して別に定める級	講師	公立学校（大学を除く。）の非常勤講師
	その他の講師			その他の講師
その他の非常勤職員	職務内容、勤務態様等が特殊であると知事が認める非常勤職員	職務の級のいずれかの級相当の職務にあるものとみなして、一般職の職員の職務の級との権衡を考慮して別に定める級	その他の非常勤職員	職務内容、勤務態様等が特殊であると知事が認める非常勤職員
	その他の非常勤職員			その他の非常勤職員

附 則

この規則は、平成23年9月1日から施行する。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成23年8月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第33号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（平成22年宮崎県条例第35号）の施行期日は、平成23年9月1日とする。

宮崎県公害紛争処理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年8月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第34号

宮崎県公害紛争処理条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県公害紛争処理条例施行規則（昭和45年宮崎県規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(参考人等の職務の級)	
第3条 条例第5条第2項の規定による参考人又は鑑定人が相当するとみなされる職務の級は、2級とする。	
第4条 [略]	第3条 [略]

別記様式中「第4条」を「第3条」に改める。

附 則

この規則は、平成23年9月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 648号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知

があった。

平成23年8月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 都城市美川町 1733-40
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 649号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成23年 8 月 4 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 解除予定保安林の所在場所 都城市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 650号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第 7 条第 1 項の規定により、次の者をふ化業者に登録した。

平成23年 8 月 4 日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	登録年月日	登録業者		ふ化場	
		名称	住所	名称	住所
宮崎23-1号	平成23年7月25日	アマューズ株式会社	日向市大字財光寺3442番地	アマューズ株式会社	日向市大字平岩赤岩2759-4

宮崎県告示第 651号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 8 月 4 日から平成23年 8 月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 8 月 4 日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道 22号	都城市安久町4304番1地先から同市同町4307番3地先まで	旧	17.0～24.6	31.0
				新	17.0～27.0	31.0

宮崎県告示第 652号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 8 月 4 日から平成23年 8 月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 8 月 4 日

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
8	県道	竹田五ヶ瀬線	西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字波帰 444番11地先から同郡同町同大字同字 444番9地先まで	旧	4.4～5.9	80.0
				新	4.7～21.0	75.3

宮崎県告示第 653号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 8 月 4 日から平成23年 8 月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 8 月 4 日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
357	県道	田の平綾線	東諸県郡綾町大字南保字二反野5176番77地先から同郡同町同大字字宮ノ谷4163番1地先まで	旧	4.0～82.0	620.0
				新	6.2～82.0	620.0

宮崎県告示第 654号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 8 月 4 日から平成23年 8 月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 8 月 4 日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	国道 22号	都城市安久町4304番1地先から同市同町4307番3地先まで	平成23年 8 月 4 日

で

宮崎県告示第 655号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 8 月 4 日から平成23年 8 月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 8 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
8	県道	竹田五ヶ瀬線	西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字波埴 444番11地先から同郡同町同大字同字 444番 9 地先まで	平成23年 8 月 4 日

宮崎県告示第 656号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 8 月 4 日から平成23年 8 月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 8 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
357	県道	田の平綾線	東諸県郡綾町大字南俣字二反野5176番77地先から同郡同町同大字字宮ノ谷4163番 1 地先まで	平成23年 8 月 4 日

宮崎県告示第 657号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県高岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年 8 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 河川の名称
一級河川大淀川水系浦之名川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成23年 8 月 4 日
- 3 廃川敷地等の位置
宮崎市高岡町浦之名字古宮田1055番 1
" 1055番 3
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 1,152.50㎡

公 告

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成23年 8 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
西都市
- 2 地籍調査を行った期間
平成19年 4 月 1 日から平成22年 3 月 2 日
- 3 地籍調査を行った地域
西都市大字茶臼原、大字穂北の各一部
- 4 認証年月日
平成23年 7 月 26日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成23年 8 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
宮崎市
- 2 地籍調査を行った期間
平成19年 4 月 1 日から平成23年 3 月 26日
- 3 地籍調査を行った地域
宮崎市大字瓜生野の一部
- 4 認証年月日
平成23年 7 月 26日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成23年 8 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
宮崎市
- 2 地籍調査を行った期間
平成20年 4 月 1 日から平成22年 2 月 24日
- 3 地籍調査を行った地域
宮崎市田野町地番区域甲・乙の一部
- 4 認証年月日
平成23年 7 月 26日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成23年 8 月 4 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
日南市
- 2 地籍調査を行った期間
平成20年4月1日から平成23年2月24日
- 3 地籍調査を行った地域
日南市大字益安、大字平野の各一部
- 4 認証年月日
平成23年7月26日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
平成23年8月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
日南市
- 2 地籍調査を行った期間
平成20年4月1日から平成23年2月25日
- 3 地籍調査を行った地域
日南市大字東弁分の一部
- 4 認証年月日
平成23年7月26日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
平成23年8月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
日南市
- 2 地籍調査を行った期間
平成20年4月1日から平成23年2月25日
- 3 地籍調査を行った地域
日南市大字塚田の一部
- 4 認証年月日
平成23年7月26日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
平成23年8月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
宮崎市
- 2 地籍調査を行った期間
平成20年4月1日から平成23年3月2日
- 3 地籍調査を行った地域
宮崎市高岡町花見の一部
- 4 認証年月日
平成23年7月26日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
平成23年8月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称

- 小林市
- 2 地籍調査を行った期間
平成20年4月1日から平成23年3月11日
- 3 地籍調査を行った地域
小林市東方の一部
- 4 認証年月日
平成23年7月26日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
平成23年8月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
国富町
- 2 地籍調査を行った期間
平成21年4月1日から平成23年2月21日
- 3 地籍調査を行った地域
東諸県郡国富町大字八代北俣、大字八代南俣の各一部
- 4 認証年月日
平成23年7月26日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
平成23年8月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
高千穂町
- 2 地籍調査を行った期間
平成21年4月1日から平成23年3月10日
- 3 地籍調査を行った地域
西臼杵郡高千穂町大字押方の一部
- 4 認証年月日
平成23年7月26日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
平成23年8月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
宮崎市
- 2 地籍調査を行った期間
平成21年4月1日から平成23年3月15日
- 3 地籍調査を行った地域
宮崎市清武町大字加納の一部
- 4 認証年月日
平成23年7月26日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
平成23年8月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
日之影町
- 2 地籍調査を行った期間

平成21年4月1日から平成23年3月25日

- 3 地籍調査を行った地域
西臼杵郡日之影町大字岩井川の一部
- 4 認証年月日
平成23年7月26日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、畝倉地区県営土地改良事業（えびの市、経営体育成基盤整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年8月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成23年8月4日から平成23年9月1日まで
- 3 縦覧場所
えびの市役所畜産農林課内
- 4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。